

意見書（案）第40号

ホームヘルパーの処遇を抜本的に改善するための意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和3年12月21日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者	三鷹市議会議員	嶋 崎 英 治
賛成者	〃	野 村 羊 子
〃	〃	伊 沢 けい子

ホームヘルパーの処遇を抜本的に改善するための意見書

在宅介護の中核を担うホームヘルパーは、直接、訪問介護に従事する時間以外の「移動時間・待機時間・キャンセル」等について、労働基準法上は「労働時間」であることを認めながら、介護報酬算定においては訪問提供時間のみを対象としている実態を改め、処遇を抜本的に改善する必要がある。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記のことを強く求める。

記

- 1 登録制雇用形態が多数を占める現状を改めるため、基本報酬を大幅に引き上げ、尊厳ある労働（ディーセントワーク）が行えるようにすること。
- 2 登録ホームヘルパーは「雇用契約」に基づき労働しているはずであるにもかかわらず実態はギグワーカー（個人請負労働者）化している。したがって、少なくとも週20時間労働したものとみなす賃金保障を行うとともに、月単位での就業時間の明示を義務づけること。
- 3 ホームヘルパーの報酬に評価されていない「移動時間・待機時間・キャンセル」等については、介護報酬とは別に公費で負担する仕組みを創設すること。
- 4 上記制度が確立するまでの間は、当面、労働基準法上も労働時間である「移動時間・待機時間・キャンセル」等について介護報酬の対象とすること。
- 5 移動時間等の賃金について、ホームヘルパーの通常の時給を下回っても、直接サービスに従事する時間との合計で最低賃金額を下回らない範囲であればよいという指導（2004年8月27日付厚生労働省労働基準局長通知）について改めること。
- 6 労働基準法違反を放置してきたことを改め、労働基準法の適用関係通知を見直し、事業者にも周知徹底すること。特に、訪問介護事業については、他の福祉施設と区分し、重点的に調査・実態把握を行い、公表すること。
- 7 ホームヘルパー人材確保が極めて困難になっている状況を解決し、困難事例等にも積極的に対応するため、一定の人口規模に応じて公務員ホームヘルパーによる直営事業を実施すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年12月21日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち